

町政の最新ニュースを
お届けします!

町政ニュース

Togo Town News

● 今月の納税など ●

・町県民税(1期・全期)

税金は町政運営の大切な原資です。
納期限内に忘れず納付しましょう。

納期限は6月30日(木)です。

納税には口座振替が便利です。

● まちの人口と世帯 ●

平成28年4月30日現在

人口	42,924人	(+46)
男	21,558人	(+12)
女	21,366人	(+34)
世帯数	16,666世帯	(+21)

() 内は対前月比

議長に箕浦克巳氏

平成28年第1回臨時会が、4月28日(木)に1日間の会期で開かれました。新しい議長に箕浦克巳氏、副議長に水川淳氏が選ばれ、常任委員会などの所属が決まりました。



箕浦克巳議長



水川淳副議長

▼**主な経歴** 平成11年から5期連続当選。副議長、総務経済委員長、文教民生委員長などを歴任。

▼**主な経歴** 平成19年から3期連続当選。経済建設委員長、議会運営委員長などを歴任。
▼**各常任委員会などの人事** (◎は正、○は副、敬称略)

▼**総務経済委員会**

◎加藤啓二 ○新家光江

▼**文教民生委員会**

◎井俣憲治 ○石橋直季

役場の代表電話番号

0561(38)3111

- ▼**広報広聴委員会**
- ◎星野靖江 ○いしいゆみ
- ▼**議会運営委員会**
- ◎星野靖江 ○加藤啓二
- ▼**議会活性化特別委員会**
- ◎加藤啓二 ○門原武志
- ▼**監査委員** 近藤鑛治

議会の日程

- ▼**会期** 5月27日(金)～6月20日(月)25日間
- ▼**会期日程**
- 5月27日(金) 本会議(開会)
- 6月3日(金) 本会議(一般質問)
- 6月6日(月) 本会議(一般質問)
- 6月7日(火) 本会議(一般質問など)
- 6月10日(金) 総務経済委員会
- 6月13日(月) 文教民生委員会
- 6月20日(月) 本会議(閉会)

- 本会議は午前10時から、委員会は午前9時から。
- ▼**本会議の傍聴**(定員32人) 役場4階の本会議場傍聴席入口で住所、氏名などを記入する。
- ▼**委員会の傍聴**(定員4人) 委員会開始15分前までに、議会事務局までお越しください。
- ▼**問合せ** 議会事務局 ☎代表(内線2412)

児童手当の現況届

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するために提出していただくものです。

対象となる受給者には、6月初旬に必要な書類を送付しますので、提出をお願いします。

▼**提出期限** 6月30日(木)

※**提出がない場合、6月分以降の手当が支給されません。**

▼**申請に必要なもの**

●**全受給者共通**

① 児童手当・特例給付現況届

② 受給者の保険証の写し

③ 印鑑(必要箇所を押印)

●**平成28年1月1日現在、町に住民登録がない**

平成28年度児童手当所得証明書(平成27年中の所得が記載されたもの)

※平成28年1月1日に住民登録のあった市町村で発行されます。

※受給者に配偶者控除がない場合は、配偶者の児童手当用所得証明書も必要です。

●**単身赴任などで児童と別居している人**

① 児童の属する世帯全員の住民票

② 児童手当監護・生計同一申立書

※離婚協議中などによる別居の場合は、手当を受給できません。

※**留学中、同居しているが離婚協議中、未成年後見人や父母指定者**

になっている場合などは、別途書類が必要です。こども課までご相

談ください。



東郷ふるさと寄付のお礼の品を募集中

町内事業者の皆さんへ

東郷ふるさと寄付をしていただいた皆さんに、感謝の気持ちと本町の魅力を伝えるため、お礼の品の贈呈にご協力くださる町内事業者を募集しています。

■お礼の品の要件

- 町の魅力発信につながるもの（加工品、詰め合わせ可）
- 町からの発注を受けて、14日以内に発送が可能なもの（農作物などで期間・季節限定のものは、その時期に合わせて発注します）

■事業者のメリット

- 町のホームページやふるさと納税ポータルサイトなどに掲載されます。
- お礼の品の発送時に自社商品などのPRパンフレットを同封できます。

■申し込み方法など

詳しくは、町ホームページをご覧ください。総務財政課へお問い合わせください。

■問合せ

総務財政課 ☎代表（内線 2335）

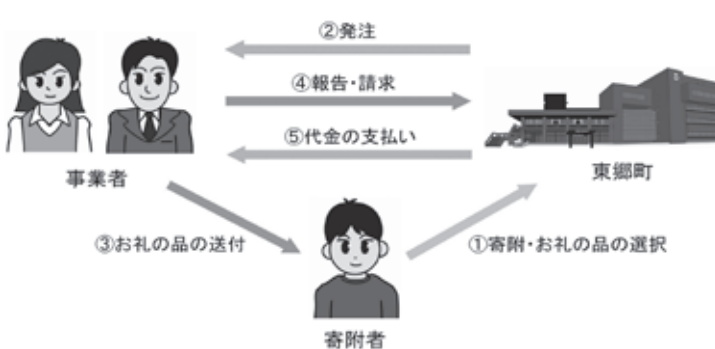
東郷ふるさと寄付とは

ふるさとに貢献や応援をしたいという気持ちを形にした自治体に対する寄付金を、ふるさと納税といいます。



町では、ふるさと納税に「東郷ふるさと寄付」と愛称を付けて、より親しみを込めて表現しています。

お礼の品の発注からお支払いまで

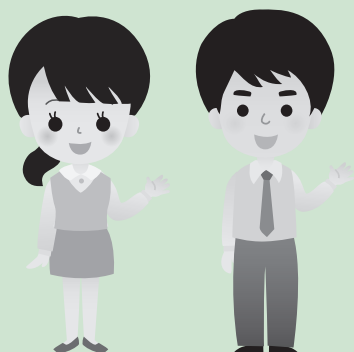


役場の代表電話番号

0561(38)3111

▼問合せ こども課☎代表（内線 2125、2124）

▼その他
① 受給者は保護者のうち、原則所得の高い人になります。現在の受給者と相違がある場合は受給者変更の手続きが必要です。こども課までご相談ください。
② 現況届を郵送で提出する場合は、必ず切手を貼って投函してください。



※支払い通知は、発送しません。

（10日が金融機関休業日の場合は直前の営業日）

▼定期支払い日 原則6月、10月、2月の各月10日

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合の限度額（所得額ベース）は、当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
※扶養親族数が4人以上の場合の所得制限限度額（所得額ベース）は、3人目から1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
3人	736万円	960万円
2人	698万円	917万8千円
1人	660万円	875万6千円
0人	622万円	833万3千円

所得制限限度額表（参考）

所得制限限度額	収入額の目安
3歳未満	1万5千円
3歳～小学生	1万円
中学生	5千円
3歳以下	1万5千円
第1・2子	1万円
第3子以降	5千円

▼月額の手当額（児童1人あたりの金額）

所得制限限度額
未満の場合
所得制限限度額
以上の場合